



(54) 中国版SOX法と高まるIT統制の必要性

野村综研(上海)咨询有限公司

◇企業内部統制基本規範が正式公布

中国版企業改革法（C-SOX法）とも呼ばれる「企業内部統制基本規範」（以下「規範」）が今年の6月28日、中国財政部、証券監督委員会、審計署、銀行監督委員会、保険監督委員会の連合により正式に公布され、中国での上場企業を最初の対象として2009年7月1日より実施される予定である。

「規範」は昨年3月に財政部を筆頭に形成された「企業内部統制標準委員会」によって制定された「企業内部統制規範 - 基本規範」から始まり、一般企業に向けて意見聴取を行い、1年強を掛けて内容の見直しを行った後、財政部などの関連機関により正式に公布された。

これまで財務報告書の信頼性や企業リスク管理を確保するため、証券監督委員会が06年から中国の上場企業向けに「上場企業内部統制ガイドライン」を制定し、企業の内部統制の指導を行ってきた。これらのガイドラインは上海、深圳両方の証券取引所によるものであり、上場企業に向け、あくまでも企業自身の特徴に見合う内部統制の管理制度を制定するよう義務付けた規定であり、肝心の統一性ある内部統制に関する基準・規範は提示されていなかった。そのためこれまでは、政府関連機関による企業の内部統制実施状況・実態の評価はできてこなかった。

◇中国の企業内部統制に関する政策整備の取り組み状況（～2007年まで）

| 期日 | 主管機関 | 関連ガイドライン | 趣旨 |
|-----------|-------------|----------------------------|---|
| 2006.5.12 | 深圳証取 | 「上場企業内部統制ガイドライン」に関する意見聴取通知 | 深圳上場企業に対する内部統制制度の構築の要請およびガイドライン |
| 2006.5.17 | 証券監督委 | 「初回株発行または上場企業の管理弁法」 | 上場企業に対し、登録会計士による保留意見なしの内部統制監査報告を提出する規定の明記 |
| 2006.6.5 | 上海証取 | 「上場企業内部統制ガイドライン」 | 内部統制体制の構築および定期または臨時の内部統制管理情報の公開を要請 |
| 2006.6.6 | 国家国有資産監督管理委 | 「中央企業全面的リスク管理に関するガイドライン」 | 国有企業に対するリスク管理、監査体制および関連情報システム構築の指導通達 |
| 2006.9.28 | 深圳証取 | 「上場企業内部統制ガイドライン」 | 意見聴取版の正式な通知となり、内部環境、目標設定、リスク評価体制の面から統制を規定 |
| 2007.3.2 | 企業内部統制標準委 | 「企業内部統制規範 - 基本規範」意見聴取通知 | 一般企業に対する内部統制の基本管理基準の意見通知 |

冒頭で言及した「規範」は中国において企業内部統制に関する初の基準であり、今後は上場企業のみならず他の在中國の一般企業にも適用される見込みであるため、今回の公布内容は一般企業においても注目を浴びつつある。

「規範」の最も注目される部分は、内部統制に関する取り組みが必要とされる5つの要素の規定内容であり、要約すると以下となる。

- (1) 内部環境：管理構造、組織構造の設置および責任配分の明記
- (2) リスク評価：目標設定、リスクの識別、分析および対応策の策定
- (3) 統制措置：責任分担、授権、稟議、決裁、予算、財産保護、会計システム、内部報告、経済活動分析、評価体系、情報技術に関する統制
- (4) 情報およびコミュニケーション：情報収集の仕組み、企業内部および外部とのコミュニケーション体制の統制
- (5) 監督監査：企業内部統制の状況に対する自己評価の実施、評価報告書および課題解決案の提示

(次ページに続く)